

## 商品券を配布します

新型コロナウイルス感染症に係る家計支援と消費拡大のため、6月下旬から7月上旬に全世帯に商品券を配布します。

- ◆金額 1世帯5,000円  
(500円券10枚)
- ◆使用期間 7月1日(水)～12月31日(木)
- ◆使用店舗 村内商業施設等
- ◆問い合わせ先 産業振興課  
☎341-8514

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が大幅に減少した等の事情により、納税が困難な方は、申請することで村税等の納税が猶予(原則、1年以内の期間)される場合がありますので、ご相談ください。

- ◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

## 事業者の皆さまへ支援金等のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆様へ、協力金・支援金・補給金の支給を行います。

### ①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

- ◆支給額 1事業者あたり40万円
- ◆対象事業者 村内で施設を運営する中小企業等、又は個人事業主  
※遊興施設等、学習塾等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館ホテル等、商業施設、食事提供施設
- ◆要件 令和2年4月24日以前に事業を開始し、かつ、営業の実態がある中小企業等又は個人事業主で、4月25日から5月6日までの全ての期間、施設の使用停止(食事提供施設にあつては朝5時から夜8時までの営業時間の短縮、夜7時までの酒類の提供制限)の要請に全面的に協力いただいたこと。

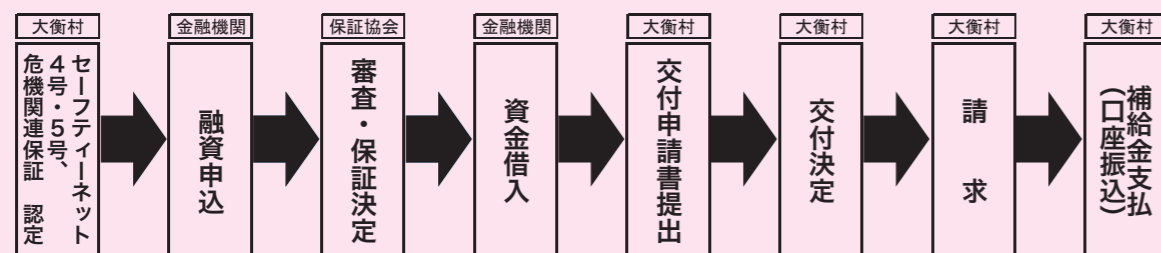
### ②地域商業支援金

- ◆支給額 1施設あたり20万円
- ◆対象事業者 村内で施設を運営する、協力金の対象にならない上記※印の対象事業者及び飲食関連事業者
- ◆趣旨 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る外出自粛要請に伴い、経営に影響を受けている事業者を支援する目的で支給するもの。

### ③新型コロナウイルス感染症対策融資信用保証料補給金

- ◆補給額 信用保証料全額(上限50万円)
- ◆対象事業者 ①村内で事業を行い、新型コロナウイルス感染症の発生に伴いセーフティーネット保証4号及び5号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、信用保証協会別枠保証を活用し融資を受けた事業者  
②くろかわ商工会の会員になっている事業者  
③前年度までの村税を完納している事業者  
※上記要件を全て満たしている事業者で、1事業者1回のみ

### ◆手続きの流れ



- ◆申請方法 申請書に必要事項を記入し、産業振興課へ申請してください。  
(申請書は村ホームページからダウンロードできます。)
- ◆申請・問い合わせ先 産業振興課 ☎341-8514

## 特別定額給付金の申請はお早めに

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

既に申請用紙などは各ご家庭に郵送しています。申請期限は8月14日(金)までですが、申請がお済みでない方はお早めに申請願います。

### 給付対象者及び受給者

- ・給付対象者：基準日(4月27日)に、村内に住民登録されている方。
- ・受給権者：その方が属する世帯の世帯主。

### 給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

### 給付の方法

- ・原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

### 給付金の申請方法

- ・郵送申請  
各ご家庭へ郵送された申請書に振込先を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返信用封筒により郵送。
- ・オンライン申請(マイナンバーカード所持者が利用可能)  
マイナポータルから振込先口座を入力し電子申請。  
◆問い合わせ先 住民生活課  
☎341-8512

## 給付金の詐欺に注意！！絶対に教えない！渡さない！

### 通帳・口座番号・暗証番号・キャッシュカード・マイナンバー

特別定額給付金に関して国(総務省)や村が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、受給にあたり手数料の振り込みを求め、メールを送りURLをクリックして申請手続きを求めるとは絶対にありません。

不審な電話や郵便、メールが届いたら、警察署(警察相談専用電話#9110)や役場に相談するなど、被害にあわないように注意してください。

## 子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人あたり1万円の臨時特別給付金を支給します。

### ◆支給対象児童及び支給額について

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象となり、一人につき1万円支給されます。

※特例給付として児童一人につき5,000円の支給を受けている方は対象外です。

### ◆申請及び支給の方法

原則申請は不要です。児童手当の振込登録口座へ振り込まれます。  
ただし、公務員の方については、所属庁から申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受け住民生活課へ申請してください。

### ◆支給時期

児童手当6月支給分(6月10日支払い分)と合わせて支給されます。

※支給の際に、振込通知を送付します。

※公務員の方は受け付け後、順次支給されます。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

